

漁具被害対策支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）が、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき実施する沖縄漁業安定基金事業の漁具被害対策支援事業を実施するにあたり、別途、財団が定める沖縄漁業安定基金事業交付規則（平成27年3月27日施行）第88条の規定に基づき必要な事項を定める。

(事業実施者)

第2条 本事業の事業実施者は、沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会又はその他水産庁長官が適当と認める者とする。

(事業の内容)

第3条 外国漁船を除く外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によって漁具や施設に被害が発生した場合、沖縄県の漁業関係者等が被害漁具等に対する損害賠償請求手続きを行う際に必要な経費を定額で助成する。

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、我が国の領海及び排他的経済水域内において発生する漁具被害等のうち、被害漁具等が外国漁船を除く外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであり、当該艦船等に対する損害補償を申請するために必要な事務手続きに要する経費（翻訳経費、損害賠償申立費用等）。

(助成金額)

第5条 助成対象経費の定額とする。

(実施計画の作成・承認)

第6条 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、別記様式第1号により、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。ただし、被害の状況により早急な措置を必要とする場合、または助成金の交付決定通知前に措置が必要と判断した場合は、その理由書及び作業計画書等を財団へ提出し、財団の了解を得たものに限り、その経費について助成の対象とすることができる。

2 事業実施者は、事業を変更しようとするときは、別記様式第2号により変更計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。

3 財団は、前1項の実施計画書の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知第2-7-(2)の(4)のアの(オ)のdの(b)の別記様式第62号により水産庁長官に協議しなければな

らない。

(助成金の交付申請)

第7条 事業実施者は、財団より実施計画書の承認を受けたのち、助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号により財団に交付申請を行うものとする。

2 財団は、前項による交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第8条 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、別記様式第4号により事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

2 財団は、前項による報告書の提出があった場合は、運用通知第2-7-(2)の(4)のアの(オ)のeの(b)の別記様式第63号により水産庁長官に報告するものとする。

(助成金の額の確定)

第9条 財団は、第8条により事業実施者から提出された実績報告書が第7条により交付決定した内容に適合するものと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該事業実施者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 事業実施者は、第9条により財団から助成金の額の確定通知があったのち、別記様式第5号による助成金の請求書を財団に提出するものとする。

2 財団は、前項による助成金の請求があった場合には、事業実施者が指定する銀行口座に助成金を振り込むものとする。

(事業の委託)

第11条 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月14日から施行する。
- 2 平成29年3月29日一部改正
- 3 令和元年5月28日一部改正
- 4 令和4年4月26日一部改正

〇〇年度漁具被害対策支援事業実施計画承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人 沖縄県漁業振興基金

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

事業実施者名

代表者氏名

印

〇〇年度漁具被害対策支援事業実施計画を下記のとおり策定したので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第35条の1の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 事業の概要

2. 事業の内容

- (1) 被害漁具等が外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであることについて第三者による確認

確認内容						
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設 種類	加害国	加害船舶の 特徴	被害内容	その他

(2) 損害賠償請求にかかる取組内容

事業実施者	漁具・施設種類	事業実施予定日	被害補償申請するために要する経費	備考

3. 事業の経費

事業実施者	助成対象事業に要する費用	負担区分		備考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

4. 添付資料

- ①漁具被害状況一覧表
- ②漁具被害見積書（写）

〇〇年度漁具被害対策支援事業実施計画承認申請書（変更）

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

事業実施者名

代表者氏名

印

〇〇年〇〇月〇〇日付け沖振基第〇〇号で承認のあった漁具被害対策支援事業実施計画について、沖縄漁業安定基金事業交付規則第35条の1の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認を申請する。

記

1. 事業の目的

2. 変更の理由

3. 変更の内容

(1) 被害漁具等が外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであることについて第三者による確認

(変更前)

確認内容						
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設 種類	加害国	加害船舶の 特徴	被害内容	その他

--	--	--	--	--	--	--

(変更後)

確認内容						
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設 種類	加害国	加害船舶の 特徴	被害内容	その他

(2) 損害賠償請求にかかる取組内容

(変更前)

事業実施者	漁具・施設種類	事業実施予定日	被害補償申請するために 要する経費	備考

(変更後)

事業実施者	漁具・施設種類	事業実施予定日	被害補償申請するために 要する経費	備考

4. 事業の経費

(変更前)

事業実施者	助成対象事業に 要する費用	負担区分		備考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

(変更後)

事業実施者	助成対象事業に 要する費用	負担区分		備考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

5. 添付資料

- ①漁具被害状況一覧表
- ②漁具被害見積書（写）

〇〇年度漁具被害対策支援事業助成金交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

事業実施者名

代表者氏名

印

〇〇年度において、下記のとおり漁具被害対策支援事業を実施したいので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第36条の1の規定に基づき、助成金 〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容

- (1) 被害漁具等が外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであることについて第三者による確認

確認内容						
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設 種類	加害国	加害船舶の 特徴	被害内容	その他

(2) 損害賠償請求にかかる取組内容

事業実施者	漁具・施設種類	事業実施予定日	被害補償申請するために要する経費	備考

3. 事業の経費

事業実施者	助成対象事業に要する費用	負担区分		備考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

4. 添付資料

- ①漁具被害状況一覧表
- ②漁具被害見積書（写）

〇〇年度漁具被害対策支援事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

事業実施者名

代表者氏名

印

〇〇年〇〇月〇〇日付け漁業振興基金指令第〇〇号で助成金の交付決定の通知があった〇〇年度漁具被害対策支援事業について、下記のとおり実施したので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第38条の1の規定に基づき、報告する。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容

- (1) 被害漁具等が外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであることについて第三者による確認

確認内容						
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設 種類	加害国	加害船舶の 特徴	被害内容	その他

(2) 損害賠償請求にかかる取組内容

事業実施者	漁具・施設種類	事業実施予定日	被害補償申請するために要する経費	備考

3. 事業の経費

事業実施者	助成対象事業に要した費用	負担区分		備考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

4. 添付書類

- ①損害賠償請求書（写）（損害賠償請求一覧を添付）
- ②漁具被害状況一覧表
- ③郵送料領収書（損害賠償請求書・証拠物件等の郵送費）

